

社債等に関する業務規程等の一部改正について

2022年7月13日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「振替法」という。）第86条等に規定する証明書の発行事務において、事務効率化を図る観点から、口座管理機関等の事務を見直し、「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）振替法第86条等に基づく証明書の発行時等における事務の効率化

社債権者集会の開催実務の効率化のため、口座管理機関による振替法第86条等に基づく証明書の加入者への交付及び加入者からの返還受付において、口座管理機関から上位機関に対する証明書の交付及び返還受付に係る通知、機構における当該証明書の対象となった銘柄及び金額に係る振替及び抹消の請求の受付の停止並びにその停止解除等の事務について、当該銘柄の償還が迫っている場合等を除き、行わないよう見直しを行う。

併せて、振替法第86条第4項等に基づき、口座管理機関は、証明書の交付から返還を受けるとの間は、当該証明書の対象となった銘柄及び金額についての振替及び抹消の請求の受付の停止を行う旨を明確化する。

（規程第68条の2及び規則第29条の2）

（2）その他

その他、所要の改正を行う。

（規則別表2）

3. 施行日

この改正規定は、2022年8月1日から施行する。

以 上